

公立大学法人秋田公立美術大学旅費細則

平成25年4月1日

規程第127号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人秋田公立美術旅費規程（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第70号。以下「旅費規程」という。）第27条の規定に基づき、規程の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規定における用語の意義は、旅費規程の例による。

(旅行命令等の変更を受けた場合等における旅費等)

第3条 旅費規程第3条第5項に規定する細則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 旅費規程第3条第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

(2) 旅費規程第3条第1項および第2項第1号の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について旅費規程第16条、第18条第1項および第19条第2項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であって、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

2 旅費規程第3条第5項に規定する細則で定める金額は、旅費規程第23条第2項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃およびその他の交通費（旅費規程第12条第2項に規定する費用を除く。）（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）については、旅費規程第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号および第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条および旅費規程第6条の規定により計算した額と現に支払った額

で所要の払戻し手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額

(2) 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）および家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）については、当該各種目について旅費規程第6条、第13条、第14条、第16条、第17条および第18条第1項の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻し手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額

(3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認める額
(旅費額を喪失した場合における旅費等)

第4条 旅費規程第3条第6項に規定する細則で定める事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 交通事故その他の旅費規程第3条第6項に規定する者の責めに帰することができない事情

(2) 前条第1項第2号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員もしくは家族の責めに帰することができない事情

2 旅費規程第3条第6項に規定する細則で定める金額は、次に掲げる金額とする。

(1) 現に所持していた旅費額（交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等で当該旅行について購入したものを含む。次号において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため旅費規程の規定により支給することができる額

(2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額を差し引いた額
(旅行命令等の発令の手続)

第5条 旅行命令等の発令は旅行命令伺により、旅行命令等の変更又は取消しの発令は旅行命令変更伺により行うものとする。

2 職員が軽易な用務のため旅行をしようとする場合の旅行命令の発令は、前項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。

(旅行命令等の変更の申請)

第6条 旅行者は、旅費規程第5条第1項又は第2項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る書類を提出しなければならない。

(旅費の精算に係る期間)

第7条 旅費規程第7条第2項に規定する期間は、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除くほか、旅行を完了した日の翌日から起算して7日以内とする。

2 旅費規程第7条第3項に規定する期間は、精算による過払金の返納の告知の日の翌日から起算して7日以内とする。

(給与の種類)

第8条 旅費規程第7条第4項および第25条第2項に規定する給与の種類は、公立大学法人秋田公立美術大学給与規程に規定する給料、扶養手当、地域手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、管理職手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当又はこれらに相当する給与とする。

(鉄道賃に係る鉄道)

第9条 旅費規程第9条第1項に規定する細則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの

(2) 軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道に類するもの

(船賃に係る船舶)

第10条 旅費規程第10条第1項に規定する細則で定めるものは、海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に

供する船舶に類するものとする。

(航空賃に係る航空機)

第11条 旅費規程第11条第1項に規定する細則で定めるものは、航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するものとする。

(その他の交通費)

第12条 旅費規程第12条第2項に規定する細則で定める額は、37円とする。

2 旅費規程第12条第2項に規定する路程は、全路程を通算して計算する。ただし、第23条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(宿泊費基準額等)

第13条 旅費規程第13条に規定する細則で定める額は、旅費規程第9条第1項第5号に規定する理事長、副理事長、理事(以下、この項「役員」という。)にあっては国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)別表第2の1の表の指定職職員等の欄の額と、役員以外の職員にあっては同表の職務の級が十級以下の者の欄の額とする。

2 旅費規程第13条ただし書に規定する細則で定める場合は、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

(1) 宿泊を伴う会議、講習会等において主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。

(2) 理事長、副理事長その他別に定める者に同行する職員が、これらの者と同一の宿泊施設又は近隣の宿泊施設に宿泊しなければ業務の運営上支障を来すとき。

(3) 業務の円滑な運営上支障のない範囲および条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

(4) 旅行命令等を発した時には通常予見することのできない事情があるとき。

(宿泊手当の定額等)

第14条 旅費規程第15条に規定する細則で定める1夜当たりの定額は、
2,400円とする。

2 宿泊手当の額は、旅費規程の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合
前項に規定する額の3分の2の額

(2) 朝食および夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合前項に規定する額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、第1項に規定する額とする。ただし、旅費規程の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費および家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、当該額の3分の1の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所もしくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

(転居費の算定方法等)

第15条 旅費規程第16条に規定する細則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 旅行者が宅配便又は自家用自動車もしくは道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして前号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

2 前項に規定する方法による転居費の算定に当たっては、旅費規程の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の市費による支給が適当でない費用として別に定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が市以外の者から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(着後滞在費の算定方法)

第16条 旅費規程第17条に規定する細則で定める方法は、5夜分を限度として現に宿泊した夜数に係る宿泊費および宿泊手当の合計額に相当する額を着後滞在費の額とする方法とする。

(近距離の転居に係る転居費等の制限)

第17条 同一市町村内（東京都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域内）における在勤地の変更に伴う旅行については、理事長が特に必要と認める場合を除くほか、転居費、着後滞在費および家族移転費は支給しない。

(退職者等の旅費の細則)

第18条 旅費規程第19条第1項に規定する細則で定める旅費は、次に掲げる旅費とする。

(1) 職員が出張のための旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務にある者（理事長、副理事長、理事であった場合には、当該者をいう。次号において同じ。）として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任のための旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務にある者として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(遺族の旅費の細則)

第19条 旅費規程第20条に規定する細則で定める旅費は、旅費規程第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同項の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費とする。

(1) 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、

職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

2 遺族が前項各号に規定する旅費の支給を受ける順位は、旅費規程第2条第4号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(在勤地等以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費)

第20条 在勤地又は旅行地（以下この項において「在勤地等」という。）

以外の地を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、在勤地等以外の地から目的地に至る旅費の額と在勤地等から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

2 既に旅行している者が、旅行地から在勤地以外の地を到着地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から在勤地以外の地に至る旅費の額と旅行地から在勤地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

(年度経過等による区分)

第21条 移動中における年度の経過、職務の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃およびその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過、職務の変更等の後に最初の目的地に到着するまでの分およびそれ以後の分に区分して算定する。

(委任)

第22条 この細則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月26日規程第8号）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。